

セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部変更・削除いたします〔赤字部分を変更・削除〕

改定前	改定後
第 3 条（セブン銀行口座） 1.口座では、次のお取引を行うことができます。 （1）普通預金 （2）定期預金 （3）別途当社とご契約いただいたうえで行う当社所定の各種取引 2.定期預金および別途当社とご契約いただいたうえで行う当社所定の各種取引は、普通預金を保有することなく単独でご利用いただくことはできません。 3.口座で取扱可能なお取引については、本規定のほかそれぞれ各取引に関する規定に従うものとします。なお、申込方法およびダイレクトバンキングサービス、ATM、銀行アプリ等の取引方法の詳細については、当社ホームページに掲示しますので、ご確認ください。 4.口座はお客さまご本人の名義でのみ利用できるものとし、一人一口座に限ります。 5.口座開設時には、裏面に「お客さま ID」および「確認ナンバー」が印刷されたキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）を発行し、お客さまに貸与します。なお、デビットサービスをご契約のお客さまは、キャッシュカードと別に「お客さま ID」およ	第 3 条（セブン銀行口座） 1.口座では、次のお取引を行うことができます。 （1）普通預金 （2）定期預金 （3）別途当社とご契約いただいたうえで行う当社所定の各種取引 2.定期預金および別途当社とご契約いただいたうえで行う当社所定の各種取引は、普通預金を保有することなく単独でご利用いただくことはできません。 3.口座で取扱可能なお取引については、本規定のほかそれぞれ各取引に関する規定に従うものとします。なお、申込方法およびダイレクトバンキングサービス、ATM、銀行アプリ等の取引方法の詳細については、当社ホームページに掲示しますので、ご確認ください。 4.口座はお客さまご本人の名義でのみ利用できるものとし、一人一口座に限ります。 5.口座開設時には、裏面に「お客さま ID」および「確認ナンバー」が印刷されたキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といます。）を発行し、お客さまに貸与します。なお、デビットサービスをご契約のお客さまは、キャッシュカードと別に「お客さま ID」およ

び「確認ナンバー」が印刷されたダイレクトバンキングご利用カード（以下「ダイレクトバンキングご利用カード」といい、キャッシュカードと合わせて「キャッシュカード等」と総称します。）を発行し、お客さまに貸与します。

【中略】

第 4 条（口座開設）

1.お客さまは、当社所定の要領に従って、本規定等その他当社所定の事項をご確認・ご同意いただいたうえ、以下いずれかの方法により、口座開設をお申込みできるものとし、当社がこのお申込みを受領し承認した場合にのみ口座が開設されるものとします。

(1) 必要事項を申込書に記入または申込画面に入力し、必要な書類・画像を当社に提出すること（7 i Dの情報を補助として利用する場合を含みます。）

(2)申込画面へ必要事項を入力し、必要な画像と本人確認書類の IC チップ情報を当社に送信すること

(3)申込画面へ必要事項を入力し、マイナンバーカードの IC チップに搭載された署名用電子証明書の情報を当社に送信すること（7 i Dの情報を補助として利用する場合を含みます。）

2.口座開設後、当社は、当社所定の方法により、キャッシュカード等をお客さまのお届けの住所へ郵送いたします。

3.口座開設後に郵送されるキャッシュカード等が「あて所不明」等の

~~び「確認ナンバー」が印刷されたダイレクトバンキングご利用カード（以下「ダイレクトバンキングご利用カード」といい、キャッシュカードと合わせて「キャッシュカード等」と総称します。）を発行し、お客さまに貸与します。~~

【中略】

第 4 条（口座開設）

1.お客さまは、当社所定の要領に従って、本規定等その他当社所定の事項をご確認・ご同意いただいたうえ、以下いずれかの方法により、口座開設をお申込みできるものとし、当社がこのお申込みを受領し承認した場合にのみ口座が開設されるものとします。

(1) 必要事項を申込書に記入または申込画面に入力し、必要な書類・画像を当社に提出すること（7 i Dの情報を補助として利用する場合を含みます。）

(2)申込画面へ必要事項を入力し、必要な画像と本人確認書類の IC チップ情報を当社に送信すること

(3)申込画面へ必要事項を入力し、マイナンバーカードの IC チップに搭載された署名用電子証明書の情報を当社に送信すること（7 i Dの情報を補助として利用する場合を含みます。）

2.口座開設後、当社は、当社所定の方法により、キャッシュカード~~等~~をお客さまのお届けの住所へ郵送いたします。

3.口座開設後に郵送されるキャッシュカード~~等~~が「あて所不明」等の

事由により到着しなかった場合、または口座開設後一度もお預入れのないまま 2 年間を経過した場合は、当社の任意の時期に、お客さまに事前に連絡することなく、当社所定の方法により口座を取消することができるものとします。これによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

4.お客さまは、申込画面による口座開設申込時、および口座開設後のダイレクトバンキングサービスのお取引、銀行アプリ利用時に、当社が以下の事項を行うことに同意します。

(1) お客さまの取引端末に関するブラウザ名、画面解像度、ユーザ設定言語等、当該端末の個体を識別するための情報（以下「デバイス情報」といいます。）を取得すること。

(2) デバイス情報を、不正な取引を検知する目的、その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用し、当該目的において、第三者にデバイス情報を開示し、当該第三者に利用させること。

【中略】

第 6 条（初期登録）

1. 銀行アプリでお取引を開始する場合

(1) 銀行アプリの利用規定に従って初期登録を行ってください。

2. ダイレクトバンキングサービスでお取引を開始する場合

(1) ダイレクトバンキングサービスから初期登録をする場合

事由により到着しなかった場合、または口座開設後一度もお預入れのないまま 2 年間を経過した場合は、当社の任意の時期に、お客さまに事前に連絡することなく、当社所定の方法により口座を取消することができるものとします。これによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

4.お客さまは、申込画面による口座開設申込時、および口座開設後のダイレクトバンキングサービスのお取引、銀行アプリ利用時に、当社が以下の事項を行うことに同意します。

(1) お客さまの取引端末に関するブラウザ名、画面解像度、ユーザ設定言語等、当該端末の個体を識別するための情報（以下「デバイス情報」といいます。）を取得すること。

(2) デバイス情報を、不正な取引を検知する目的、その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用し、当該目的において、第三者にデバイス情報を開示し、当該第三者に利用させること。

【中略】

第 6 条（初期登録）

1. 銀行アプリの初期登録

~~(1)~~ 銀行アプリの利用規定に従って初期登録を行ってください。

2.~~2.~~ ダイレクトバンキングサービスの初期登録~~でお取引を開始する~~場合

〈1〉銀行アプリによる認証が必要です。また、初期登録時において、当社所定の方法により以下の項目の初期登録を行ってください。 （i）ログオン ID ダイレクトバンキングサービスのログオン時に、お客さまを特定するために使用します。ログオン ID は、他のサービスでご利用されているものやおなまえ、生年月日等他人から推測されやすいものは避けてください。また、すでに他の方がご利用されているログオン ID は設定できません。 （ii）ログオンパスワード ダイレクトバンキングサービスのログオン時および当社所定のお取引においてお客さまを確認するために使用します。 （iii）ダイレクトバンキングサービス振込限度額 ダイレクトバンキングサービスによる 1 日あたりの振込金額の上限として使用します。振込限度額はお客さまが当社所定の金額の範囲内でお客さまが届出た独自の振込限度額の範囲内とします。 （iv）メールアドレスその他当社が指定する事項 お届けのメールアドレスは当社からの通知メールサービスにてお取引結果、各種キャンペーン等を当社からお客さまに通知するために使用します。なお、通知されるメールの種類は、当社所定の方法にてご確認または設定を行ってください。 （2）銀行アプリから初期登録をする場合 〈1〉銀行アプリの利用規定に従ってダイレクトバンキングサービスの初期登録を行ってください。	（1）ダイレクトバンキングサービスから初期登録をする場合銀行アプリの初期登録完了後、当社所定の方法により以下の項目の初期登録を行ってください。 〈1〉銀行アプリによる認証が必要です。また、初期登録時において、当社所定の方法により以下の項目の初期登録を行ってください。 （i）ログオン ID ダイレクトバンキングサービスのログオン時に、お客さまを特定するために使用します。ログオン ID は、他のサービスでご利用されているものやおなまえ、生年月日等他人から推測されやすいものは避けてください。また、すでに他の方がご利用されているログオン ID は設定できません。 （ii）ログオンパスワード ダイレクトバンキングサービスのログオン時および当社所定のお取引においてお客さまを確認するために使用します。 （iii）ダイレクトバンキングサービス振込限度額 ダイレクトバンキングサービスによる 1 日あたりの振込金額の上限として使用します。振込限度額はお客さまが当社所定の金額の範囲内でお客さまが届出た独自の振込限度額の範囲内とします。 （iv）メールアドレスその他当社が指定する事項 お届けのメールアドレスは当社からの通知メールサービスにてお取引結果、各種キャンペーン等を当社からお客さまに通知するために使用します。なお、通知されるメールの種類は、当社所定の方法にてご確認または設定を行ってください。
---	--

3.前二項に定める初期登録をされていない場合は、口座振替サービスやダイレクトバンキングサービスはご利用になれません。

【中略】

第 9 条（サービス利用時等の本人確認）

1.お客さまが口座での当社サービスをご利用いただくに際しては、原則として、以下の方法により本人確認を行います。

（1）ダイレクトバンキングサービスにおいては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。

<1>お客さまがご利用になる取引端末に入力された「お客さま ID」、「確認ナンバー」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」および「キャッシュカード暗証番号」（以上を合わせて以下「暗証番号等」といいます。）ならびに当社に提供されたお客さまの情報、取引内容その他お客さま固有の情報（以下「お客さま情報」といいます。）のうち、取引内容によって当社が指定するものが、当社にご登録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法。

<2>ダイレクトバンキングサービス画面でのお客さまの操作内容と銀行アプリで表示する内容の一致をご確認いただき承認の操作をし

~~（2）銀行アプリから初期登録をする場合~~

~~（1）銀行アプリの利用規定に従ってダイレクトバンキングサービスの初期登録を行ってください。~~

3.前二項に定める初期登録をされていない場合は、~~口座振替サービスや~~ダイレクトバンキングサービスはご利用になれません。

【中略】

第 9 条（サービス利用時等の本人確認）

1.お客さまが口座での当社サービスをご利用いただくに際しては、原則として、以下の方法により本人確認を行います。

（1）ダイレクトバンキングサービスにおいては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。

<1>お客さまがご利用になる取引端末に入力された~~「お客さま ID」、「確認ナンバー」~~「ログオン ID」、「ログオンパスワード」および「キャッシュカード暗証番号」（以上を合わせて以下「暗証番号等」といいます。）ならびに当社に提供されたお客さまの情報、取引内容その他お客さま固有の情報（以下「お客さま情報」といいます。）のうち、取引内容によって当社が指定するものが、当社にご登録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法。

<2>ダイレクトバンキングサービス画面でのお客さまの操作内容と銀行アプリで表示する内容の一致をご確認いただき承認の操作をし

ていただいたことを当社所定の方法により確認する方法。この場合、取引きの内容によっては、承認の操作に加えて、銀行アプリで表示するワンタイムパスワードをダイレクトバンキングサービス画面でご入力いただき、一致を確認する場合があります。 (2) ATM 取引きにおいては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。 〈1〉お客さまが ATM の操作の際にご使用されたキャッシュカードが当社からお客さまに貸与したキャッシュカードであること、および ATM に入力された「キャッシュカード暗証番号」が、当社にご登録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法。 〈2〉お客さまが ATM の操作の際に当社所定のスマートフォンアプリを使用される場合は、「スマホ ATM 規定」に定める方法により確認する方法。 〈3〉お客さまが ATM の操作の際に顔認証を利用される場合は、「FACE CASH (顔認証取引サービス) 利用規定」に定める方法により確認する方法。 (3) 前二号に定める場合以外においては、以下に定める方法のうち当社が指定するものによります。 〈1〉お客さまが電話機に入力した「生年月日」、「登録の電話番号」および「キャッシュカード暗証番号」が、当社にご登録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法 〈2〉当社所定の方法によりご提出またはご伝達いただいた当社所定の書類、証明書類等または情報が、当社にご登録または記録された	ていただいたことを当社所定の方法により確認する方法。この場合、取引きの内容によっては、承認の操作に加えて、銀行アプリで表示するワンタイムパスワードをダイレクトバンキングサービス画面でご入力いただき、一致を確認する場合があります。 <3>ダイレクトバンキングサービスの画面に表示された認証用電話番号に、当社にご登録済みの電話番号から発信いただいたことを当社所定の方法により確認する方法。 (2) ATM 取引きにおいては、以下のいずれかの方法により本人確認を行います。 〈1〉お客さまが ATM の操作の際にご使用されたキャッシュカードが当社からお客さまに貸与したキャッシュカードであること、および ATM に入力された「キャッシュカード暗証番号」が、当社にご登録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法。 〈2〉お客さまが ATM の操作の際に当社所定のスマートフォンアプリを使用される場合は、「スマホ ATM 規定」に定める方法により確認する方法。 〈3〉お客さまが ATM の操作の際に顔認証を利用される場合は、「FACE CASH (顔認証取引サービス) 利用規定」に定める方法により確認する方法。 (3) 前二号に定める場合以外においては、以下に定める方法のうち当社が指定するものによります。 〈1〉お客さまが電話機に入力した「生年月日」、「登録の電話番号」および「キャッシュカード暗証番号」が、当社にご登録されたものと
--	---

ものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法 2.前項各号に定める方法による本人確認を、相当の機械的方法または相当の注意をもって行い、お客さま本人に相違ないと認めて取扱いしましたうえは、以下の各事由その他の事故により利用者がお客さま本人でなかった場合でも、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。 (1) いずれかの暗証番号等、届出情報または取引情報について、盗用または不正使用があったこと (2) パーソナルコンピューター、スマートフォン、キャッシュカード等、関係書類または本人確認書類について、偽造、変造、盗用または不正使用があったこと (3) お客さま情報に係るお届けの内容に虚偽または誤りがあったこと、またはお届けが適時に行われなかったこと (4) お客さま情報に係る取引が不正に行われたこと 3.前項にかかわらず、偽造または変造キャッシュカードによる払戻し、およびキャッシュカード等の盗難により、他人に当該キャッシュカード等を不正使用され生じた払戻しについては、別途定める「キャッシュカード規定」またはその他当社所定の方法に従うものとします。 4.暗証番号等について当社所定の回数以上誤入力、またはお客さま情報について誤回答があった場合、当社はお取引の全部または一部を停止することがあります。これによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。この場合、当社所定の方法によ	一致することを、当社所定の方法にて確認する方法 〈2〉当社所定の方法によりご提出またはご伝達いただいた当社所定の書類、証明書類等または情報が、当社にご登録または記録されたものと一致することを、当社所定の方法にて確認する方法 2.前項各号に定める方法による本人確認を、相当の機械的方法または相当の注意をもって行い、お客さま本人に相違ないと認めて取扱いしましたうえは、以下の各事由その他の事故により利用者がお客さま本人でなかった場合でも、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。 (1) いずれかの暗証番号等、届出情報または取引情報について、盗用または不正使用があったこと (2) パーソナルコンピューターー、スマートフォン、キャッシュカード等、関係書類または本人確認書類について、偽造、変造、盗用または不正使用があったこと (3) お客さま情報に係るお届けの内容に虚偽または誤りがあったこと、またはお届けが適時に行われなかったこと (4) お客さま情報に係る取引が不正に行われたこと 3.前項にかかわらず、偽造または変造キャッシュカードによる払戻し、およびキャッシュカード等の盗難により、他人に当該キャッシュカード等を不正使用され生じた払戻しについては、別途定める「キャッシュカード規定」またはその他当社所定の方法に従うものとします。 4.暗証番号等について当社所定の回数以上誤入力、またはお客さま
--	---

る停止解除のお手続きを行ってください。

【中略】

第 10 条（キャッシュカード等、暗証番号等の管理等）

1.キャッシュカード等の管理

キャッシュカード等はキャッシュカード券面に記載された人以外には使用されないよう保管してください。キャッシュカード等が偽造、盗難、紛失等により他人に使用された懸念がある場合には、すみやかにお客さまから当社に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにキャッシュカード等による預金の払戻停止等の措置を講じます。

2.暗証番号等の管理

（1）暗証番号等は、第三者に知られないようにお客さまの責任において厳重に管理してください。暗証番号等を第三者に知られた可能性がある場合には、ただちに当社所定のお手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

（2）「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」には、生年月日、同一数字、電話番号等他人から推測されや

情報について誤回答があった場合、当社はお取引の全部または一部を停止することがあります。これによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。この場合、当社所定の方法による停止解除のお手続きを行ってください。

【中略】

第 10 条（キャッシュカード等、暗証番号等の管理等）

1.キャッシュカード等の管理

キャッシュカード等はキャッシュカード券面に記載された人以外には使用されないよう保管してください。キャッシュカード等が偽造、盗難、紛失等により他人に使用された懸念がある場合には、すみやかにお客さまから当社に通知してください。この通知を受けたときは、ただちにキャッシュカード等による預金の払戻停止等の措置を講じます。

2.暗証番号等の管理

（1）暗証番号等は、第三者に知られないようにお客さまの責任において厳重に管理してください。暗証番号等を第三者に知られた可能性がある場合には、ただちに当社所定のお手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

（2）「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」には、生年月日、同一数字、電話番号等他人から推測されや

すいものは避けるとともに、当社所定のお手続きにより適宜変更をして他人に知られないようにしてください。当社所定の推測されやすい暗証番号等が登録されていると当社が判断した場合、当社は当該口座のお取引を制限または停止をする場合があります。この場合、すみやかに推測されにくい暗証番号等への変更手続きその他当社が求めるお手続きを行ってください。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(3) 当社所定の回数以上、「キャッシュカード暗証番号」、「ログオンパスワード」または「確認ナンバー」等の誤入力があった場合、当社は当該口座のお取引を制限または停止します。この場合、当社所定の方法による再利用開始手続きを行ってください。この届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。

(4) 「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」、顔情報を登録した際に当社が払い出した一意の「顔認証パスコード」を失念した場合、ただちに当社所定の変更手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(5) お取引にご利用になるパーソナルコンピューターおよびスマートフォンは、お客さまの責任において、第三者に偽造、変造、盗用、不正使用等されないように厳重に管理してください。これらにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

すいものは避けるとともに、当社所定のお手続きにより適宜変更をして他人に知られないようにしてください。当社所定の推測されやすい暗証番号等が登録されていると当社が判断した場合、当社は当該口座のお取引を制限または停止をする場合があります。この場合、すみやかに推測されにくい暗証番号等への変更手続きその他当社が求めるお手続きを行ってください。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(3) 当社所定の回数以上、「キャッシュカード暗証番号」、「ログオンパスワード」~~または「確認ナンバー」~~等の誤入力があった場合、当社は当該口座のお取引を制限または停止します。この場合、当社所定の方法による再利用開始手続きを行ってください。この届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。

(4) 「キャッシュカード暗証番号」、「ログオン ID」、「ログオンパスワード」、顔情報を登録した際に当社が払い出した一意の「顔認証パスコード」を失念した場合、ただちに当社所定の変更手続きを行ってください。このお手続き前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(5) お取引にご利用になるパーソナルコンピューター~~および~~スマートフォンは、お客さまの責任において、第三者に偽造、変造、盗用、不正使用等されないように厳重に管理してください。これらにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

【中略】

第 17 条（キャッシュカード等の紛失・再発行等）

- 1.キャッシュカード等の偽造、盗難、紛失が発生した場合、キャッシュカード等の裏面に印刷された「お客さま ID」、「確認ナンバー」を詐取等された場合には、ただちにお客さまから当社所定の方法により当社に届出てください。届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。
- 2.前項の届出がなされた場合、当該キャッシュカード等はただちに無効になり、当社所定のお取引を停止しますので、すみやかに当社所定の方法により再発行のお手続きを行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 3.キャッシュカード等を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をお支払いいただきます。
- 4.再発行されたキャッシュカード等をご利用して、ダイレクトバンキングサービス等、キャッシュカード等に係る情報を使用する当社所定のサービスを利用される際には、当社所定のお手続きを行ってください。また、従来利用していたキャッシュカード等の取扱いについては当社の指示に従ってください。お客さまがこれらを行わなかったことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 5.その他キャッシュカードの取扱いについては、別途定める「キャッシュカード規定」に従うものとします。

【中略】

第 17 条（キャッシュカード等の紛失・再発行等）

- 1.キャッシュカード等の偽造、盗難、紛失が発生した場合、~~キャッシュカード等の裏面に印刷された「お客さま ID」、「確認ナンバー」を~~詐取等された場合には、ただちにお客さまから当社所定の方法により当社に届出てください。届出がなかったこと（届出の遅延を含みます。）による損害については、当社は一切責任を負いません。
- 2.前項の届出がなされた場合、当該キャッシュカード等はただちに無効になり、当社所定のお取引を停止しますので、すみやかに当社所定の方法により再発行のお手続きを行ってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 3.キャッシュカード等を再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をお支払いいただきます。
- 4.再発行されたキャッシュカード等をご利用して、~~ダイレクトバンキングサービス等、~~キャッシュカード等に係る情報を使用する当社所定のサービスを利用される際には、当社所定のお手続きを行ってください。また、従来利用していたキャッシュカード等の取扱いについては当社の指示に従ってください。お客さまがこれらを行わなかったことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 5.その他キャッシュカードの取扱いについては、別途定める「キャッシュカード規定」に従うものとします。

【中略】

第 19 条（譲渡、質入等の禁止）

- 1.預金、預金契約上の地位、キャッシュカード等その他お取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 2.当社がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

【中略】

第 22 条（解約等）

- 1.口座をご解約する場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。
 - 2.お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求がある場合には、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- (1) 本規定等で定める諸手数料が支払われなかった場合

【中略】

第 19 条（譲渡、質入等の禁止）

- 1.預金、預金契約上の地位、キャッシュカード等その他お取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 2.当社がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

【中略】

第 22 条（解約等）

- 1.口座をご解約する場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。
 - 2.お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前通知することなく、当社所定の方法により、ただちに口座を解約、またはその後の全部もしくは一部のお取引を制限することができるものとします。この場合、当社から請求がある場合には、ただちにキャッシュカード等を当社にご返却ください。また、このために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- (1) 本規定等で定める諸手数料が支払われなかった場合

(2) 支払停止または破産手続開始の申立てなどがあった場合 (3) 口座に差押え、仮差押えまたは仮処分等がなされた場合 (4) 相続が開始された場合 (5) 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 (6) 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (7) 第 21 条各号のいずれか 1 つでも該当した場合 (8) 法令等に基づく場合 (9) 本規定等に違反するなど、相当な事由が生じた場合 (10) 事業に使用する目的で口座を利用している場合、または事業に使用する目的で口座を利用していると当社が判断した場合 (11) 口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 (12) 一定期間お客さまによる口座の利用がない場合 (13) 口座開設後、当社からキャッシュカードを発送するまでの期間に、お客さまがローンサービスを申込み、かつローンサービス契約が成立しなかった場合 3.次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに当社へご回答・ご連絡をいただけない場	(2) 支払停止または破産手続開始の申立てなどがあった場合 (3) 口座に差押え、仮差押えまたは仮処分等がなされた場合 (4) 相続が開始された場合 (5) 口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 (6) 口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (7) 第 21 条各号のいずれか 1 つでも該当した場合 (8) 法令等に基づく場合 (9) 本規定等に違反するなど、相当な事由が生じた場合 (10) 事業に使用する目的で口座を利用している場合、または事業に使用する目的で口座を利用していると当社が判断した場合 (11) 口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 (12) 一定期間お客さまによる口座の利用がない場合 (13) 口座開設後、当社からキャッシュカードを発送するまでの期間に、お客さまがローンサービスを申込み、かつローンサービス契約が成立しなかった場合 (14) 第 18 条第 4 項、第 22 条第 2 項各号、同条第 3 項、同条第 4 項、その他これらに準ずる理由によるお取引等の制限が行われてから 1 年以上解除されない場合
---	---

合には、口座を解約、または本規定に基づくお取引の全部もしくは一部について制限または停止させていただくことがあります。また、当社へご回答いただけない場合として、お届けの住所に発送したご本人さまを確認できる書類等の提出を求める通知書等が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合も含みます。なお、これらによってお客さまに損害が生じて、当社は一切責任を負いません。

(1) 口座開設時または口座開設後に当社が必要と認めた場合

(2) お客さまによる口座での当社サービスのご利用時において、法令等に基づく所定の本人確認等が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合

(3) お客さまの情報および具体的なお取引の内容等を適切に管理するため当社が必要と認めた場合

(4) 上記 (1) ～ (3) に掲げるほか、法令等に基づき、またはお客さまのご利用状況等を考慮して当社が必要と認めた場合

4.前項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答、具体的なお取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または本規定等に違反するおそれなどのお取引の全部または一部を制限すべき相当な事由があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限させていただくことがあります。

3.次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社は、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。正当な理由なく指定した期限までに当社へご回答・ご連絡をいただけない場合には、口座を解約、または本規定に基づくお取引の全部もしくは一部について制限または停止させていただくことがあります。また、当社へご回答いただけない場合として、お届けの住所に発送したご本人さまを確認できる書類等の提出を求める通知書等が当社に返送された場合およびお届けの電話番号に連絡が取れない場合も含みます。なお、これらによってお客さまに損害が生じて、当社は一切責任を負いません。

(1) 口座開設時または口座開設後に当社が必要と認めた場合

(2) お客さまによる口座での当社サービスのご利用時において、法令等に基づく所定の本人確認等が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合

(3) お客さまの情報および具体的なお取引の内容等を適切に管理するため当社が必要と認めた場合

(4) 上記 (1) ～ (3) に掲げるほか、法令等に基づき、またはお客さまのご利用状況等を考慮して当社が必要と認めた場合

4.前項の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答、具体的なお取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、または本規定等に違反するおそれなどのお取引の全部または一部を制限

5.前 2 項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または本規定等に違反するおそれなどのお取引の全部または一部を制限すべき相当な事由が合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該お取引等の制限を解除いたします。 6.日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法によって当社に届出るものとします。当社が指定する期限までに正当な理由なく届出に応じていただけない場合または在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限し、さらに当社が必要と認めた場合には、口座を解約させていただきます。 7.口座を解約された時は、ご利用の各サービスも解約します。 8.口座名義人が非居住者もしくは日本と外国の双方居住者となる場合は、事前に届出のうえ、口座を解約していただきます。 9.口座が解約され残高がある場合、またはお取引が制限されその解除を求める場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 10.解約によりご返却する資金が発生した場合には、お客さまがご指定する当社または当社以外の金融機関口座へお振込み等を行うことで、当社はお客さまに対する一切の責を免れるものとします。	すべき相当な事由があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限させていただくことがあります。 5.前 2 項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または本規定等に違反するおそれなどのお取引の全部または一部を制限すべき相当な事由が合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該お取引等の制限を解除いたします。 6.日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当社の求めに応じ在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社所定の方法によって当社に届出るものとします。当社が指定する期限までに正当な理由なく届出に応じていただけない場合または在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づくお取引の全部または一部を制限し、さらに当社が必要と認めた場合には、口座を解約させていただきます。 7.口座を解約された時は、ご利用の各サービスも解約します。 8.口座名義人が非居住者もしくは日本と外国の双方居住者となる場合は、事前に届出のうえ、口座を解約していただきます。 9.口座が解約され残高がある場合、またはお取引が制限されその解除を求める場合には、当社所定の方法により当社にお申出ください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
--	---

11.口座を解約する場合のキャッシュカード等のお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。 【中略】 (2026 年 4 月 23 日改定)	10.解約によりご返却する資金が発生した場合には、お客さまがご指定する当社または当社以外の金融機関口座へお振込み等を行うことで、当社はお客さまに対する一切の責を免れるものとします。 11.口座を解約する場合のキャッシュカード等のお取扱いについては、当社の指示に従うものとします。 【中略】 (2026 年 8 月 24 日改定)
--	--